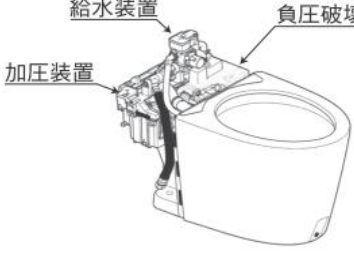
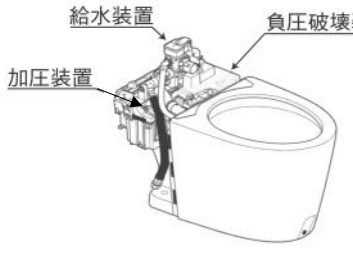


巻	頁	章番号	訂正箇所	誤	正
上	55	2.1.3	表2-1-3(1)	●第1条学校等 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学および高等専門学校）、学校教育法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校の他、各種学校類似の教育を行うもの、および国、地方公共団体、会社等がその職員の研修を行うための施設（研修所）が含まれる。また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園が含まれる。 ●第1条学校等以外の学校（研修所を含む）	●第1条学校等 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学および高等専門学校）、 <u>および、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園が含まれる。</u> ●第1条学校等以外の学校（研修所を含む） <u>学校教育法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校の他、各種学校類似の教育を行うもの、および国、地方公共団体、会社等がその職員の研修を行うための施設（研修所）が含まれる。</u>
上	77	2.2.1	表2-2-1(2) 概要欄	3. 事業者は、機械などによる危険、爆発性、発火性、引火性の物などによる危険や、電気、熱その他のエネルギーによる危険を防止するとともに、ガス、粉じん、酸素欠乏空気などによる健康被害の防止のため必要な措置を講じなければならない。この規定に基づいて、事務所衛生基準規則が定められている（「（１）事務所衛生基準規則」参照）。	3. 事業者は、 <u>労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のために必要な措置を講じなければならない。</u> この規定に基づいて、事務所衛生基準規則が定められている（「（１）事務所衛生基準規則」参照）。
上	115	3.1.5	上から17行目	・・・紫外線は、体内のビタミンAをビタミンDに変える作用があり、・・・	・・・紫外線は、 <u>ビタミンDを生成する作用</u> があり、・・・
上	205	3.6.1	下から7行目	の事前の調整が必要である。また、安全区画としての空間が、他の用途空間に転用される可能性があり注意が必要となる。排煙計画では・・・	の事前の調整が必要である。排煙計画では・・・
上	306	巻末		<u>新 建築物の環境衛生管理 平成30年3月</u>	<u>新 建築物の環境衛生管理 平成31年3月</u>
中	49	4.3.2	下から5行目	であり、耐熱材として使用された。・・・	であり、 <u>断熱材</u> として使用された。・・・
中	68	4.5.4	下から7行目	年7年12月に厚生労働省から・・・	年7 <u>月</u> 12日に厚生労働省から・・・
中	78	4.6.4	図4-6-4(2) 文献番号追加	図4-6-4(2) 放射線被曝の早見図	図4-6-4(2) 放射線被曝の早見図 ¹⁹⁾
中	111	4章引用文献	(18) の次	19) 放射線医学総合研究所：放射線被ばくの早見図 https://www.nirs.qst.go.jp/data/pdf/hayamizu/j/20180516.pdf	
中	138	5.1.4	下から17行目	その場所での飽和水蒸気量が減少し、・・・	その場所での飽和水蒸気 <u>圧</u> が減少し、・・・
中	174	5.2.1	表5-2-1(2)	※訂正箇所のみ抜粋 分散設置ヒートポンプPAC＋中央式外調機方式 射体蓄熱方式 デシカント空調方式	分散設置ヒートポンプPAC＋中央式外調機方式 <u>躯体蓄熱方式</u> デシカント空調方式
中	176	5.2.1	上から7行目	の定圧比熱 [kJ/kg(DA)・K] であり、通常の空調計算の範囲・・・	の定圧比熱 [kJ/ <u>_</u> (kg(DA)・K) <u>_</u>] であり、通常の空調計算の範囲・・・
中	210	5.2.1	上から17行目	・・・シリカゲルなどの個体吸着剤	・・・シリカゲルなどの <u>固体</u> 吸着剤
中	251	5.2.3	表5-2-3(4)	※訂正箇所のみ抜粋 防災設備点検 (年2回消防法)	●機能:自動火災報知器、消火器、排煙口、シャッター、たれ壁、ダンバ、非常火災ベル等

中	364	6.2.1	上から2行目	所用の改正（平成30年4月1日施行）により合計118項目が定められて	所用の改正（令和2年4月1日施行）により合計114項目が定められて									
中	364	6.2.1	下から4行目	平成26年4月1日から「亜硝酸窒素」を追加し・・・	平成26年4月1日から「亜硝酸態窒素」を追加し・・・									
中	367	6.2.1	表6-2-1(5) 表タイトル	表6-2-1(5) 水質管理目標設定項目（平成27年4月1日施行）	表6-2-1(5) 水質管理目標設定項目（令和2年4月1日施行）									
中	367	6.2.1	表6-2-1(5)	※正（訂正箇所のみ抜粋） <table><tr><td>30</td><td>アルミニウム及びその化合物</td><td>アルミニウムの量に関して、0.1mg/L 以下</td></tr><tr><td>31</td><td>ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）</td><td>PFOS及びPFOAの量の和として0.00005mg/L（暫定）</td></tr></table> 注）対象農業は114物質（令和2年4月1日施行）		30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L 以下	31	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	PFOS及びPFOAの量の和として0.00005mg/L（暫定）			
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L 以下												
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	PFOS及びPFOAの量の和として0.00005mg/L（暫定）												
中	380	6.2.3	下から15行目	・・・，特定建築物維持管理権限者は，毎年1回以上，定期に行わなければ・・・	・・・，特定建築物維持管理権限者は，1年以内ごとに1回，定期に行わなければ・・・									
中	382	6.2.3	下から1行目	毎年1回以上，定期に行わなければ・・・	1年以内ごとに1回，定期に行わなければ・・・									
中	393	6.3.2	図6-3-2(7)											
中	407	6.3.6	上から8行目	通気管は2m ³ 以上の貯水槽に・・・	通気管は有効容量2m ³ 以上の貯水槽に・・・									
中	413	6.3.7	表6-3-7(2) 表タイトル	表6-3-7(2) ポンプの定期点検項目と点検頻度	表6-3-7(2) ポンプの定期点検項目と点検頻度（例）									
中	422	6.4.3	表6-4-3(1) 種別	第1種圧力容量	第1種圧力容器									
中	426	6.4.5	表6-4-5(1)	※訂正箇所のみ抜粋 <table><tr><td></td><td>加熱装置の名称</td><td>熱源</td></tr><tr><td></td><td>瞬間湯沸器などの給湯機</td><td>ガス 灯油 電気</td></tr><tr><td></td><td>貯蔵式湯沸器</td><td>ガス 電気 蒸気</td></tr></table>			加熱装置の名称	熱源		瞬間湯沸器などの給湯機	ガス 灯油 電気		貯蔵式湯沸器	ガス 電気 蒸気
	加熱装置の名称	熱源												
	瞬間湯沸器などの給湯機	ガス 灯油 電気												
	貯蔵式湯沸器	ガス 電気 蒸気												
中	430	6.4.6	側注	◎一過式配管	◎一管式配管									
中	430	6.4.6	下から8行目	て多く使用されている。一過式配管 [◎] や・・・	て多く使用されている。一管式配管 [◎] や・・・									
中	470	6.7.1	上から8行目	4）毛管現象	4）毛細管現象（毛管現象ともいう）									
中	470	6.7.1	上から9行目	・・・毛髪が引っ掛かると，毛管現象で・・・	・・・毛髪が引っ掛かると，毛細管現象で・・・									

中	500	6.8.2	図6-8-2(1)	※訂正箇所のみ抜粋 	
下	10	7.1.1	下から9行目	省令第47号「職業能力開発促進法施工規則等の一部を・・・	省令第47号「職業能力開発促進法 <u>施行</u> 規則等の一部を・・・
下	108	7.6.1	側注 ●原単位	建築物における廃棄物の発生量を把握する際に、最も一般的に使用される原単位は、建築物の「床面積1m²当たりの発生量」であり、その単位はkg/m²・年が用いられる。なお、発生量が多い場合はkg/m²・日、また重量の代わりに容量で示すL/m²・日が用いられる。その他、人の利用者数で廃棄物発生量に大きく左右される図書館や駅舎は、それぞれ「在館人員1人当たり」、「乗降客1人当たり」が使用され、その単位はkg/人・年が用いられる。	建築物における廃棄物の発生量を把握する際に、最も一般的に使用される原単位は、建築物の「床面積1m²当たりの発生量」であり、その単位はkg/（m²・年）が用いられる。なお、発生量が多い場合はkg/（m²・日）、また重量の代わりに容量で示すL/（m²・日）が用いられる。その他、人の利用者数で廃棄物発生量に大きく左右される図書館や駅舎は、それぞれ「在館人員1人当たり」、「乗降客1人当たり」が使用され、その単位はkg/（人・年）が用いられる。